

# 久御山町議会災害対策会議設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、町域で大規模な災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、議会としての対応について協議又は調整するため、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 久御山町議会は、町長が久御山町災害対策本部等（以下「町災対本部」という。）を設置したとき、又は、議長が必要と認めるとき、久御山町議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置することができる。

2 議長は、議会対策会議を設置したときは、議員及び町災対本部にその旨を通知する。

## (組織)

第3条 議会対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し議長に事故等があるときには、その職務を代理する。

4 会議の事務を補佐させるため、議会対策会議内に事務局を置く。

## (会議の招集)

第4条 議会対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議員は、議会対策会議が招集されたときは、直ちに参集するものとする。

3 前項の行動がとれない場合は、その状況を議長に連絡するものとする。

4 議会対策会議設置の連絡は、議長が会派代表者等を通じ、全議員に伝達する。

## (所掌事務)

第5条 議会対策会議は、次の各号の事務をおこなうものとする。

(1) 議員の安否、居所、連絡手段、議員の活動状況等の掌握

(2) 議員は、様々な情報網を利用し、災害等について情報の収集に努め、把握した被災状況及び、住民要望等の取りまとめ

- (3) 町災対本部との情報交換
- (4) 町災対本部への要請又は提言
- (5) 国、京都府等、関係機関への要望活動
- (6) その他、災害時の議会に関する必要な事項

(町災対本部への協力)

第6条 議会対策会議は、町災対本部から要請があるとき、議会活動に支障がない範囲で協力する。

- 2 議長は、町災対本部から要請があるとき、議会活動に支障がない範囲で、議会施設の町災対本部への使用を認めることができる。

(防災服の貸与)

第7条 議員に対し、災害時における活動に必要な被服（以下「防災服」という。）を貸与する。

- 2 貸与する防災服は、別表のとおりとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会対策会議の運営等に必要な事項は、議長が議会対策会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別 表

防災服貸与一覧表

被服等の種類	数量
防災服（夏・冬）帽子	各1
防寒コート	1
ヘルメット	1
ベルト	1
長靴	1